平成２８年（フ）第２３号
愛知県一宮市明地字中屋敷82番地４
債務者　加賀ともよ
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１号
兵庫県丹波市春日町国領1913番地
債務者　近藤　千夜
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
香川県高松市桜町１丁目12番22―304号　桜町ハイツ
債務者　菅野　久雄
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０４号
香川県高松市桜町１丁目12番22―304号　桜町ハイツ
債務者　菅野有佳子（旧姓加茂）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９号
沖縄県浦添市内間３丁目３番26号　宮里アパート　105号
債務者　大本　米子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５０７１号
大阪府守口市佐太東町１丁目10番12―301号
債務者　北川　敏雄（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１３５号
山口県岩国市昭和町１丁目６－７ジョーンブリヤンハイツ301号、前住所大阪市北区池田町１番２―858号
債務者　和森　英二
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８号
大阪府豊中市豊南町南１丁目17番19号
債務者　喜多　　香
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１号
大阪府寝屋川市木田町13番18号
債務者　伊藤技研こと　伊藤　　彰
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５２号
大阪府寝屋川市木田町13番18号
債務者　伊藤美津子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９号
大阪府吹田市泉町４丁目39番23号（102）
債務者　中野　　哲
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８号
大阪市平野区西脇１丁目17番９号　ラフィーネ華406
債務者　米森　将人
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３０号
大阪市生野区巽東１丁目６番11号
債務者　春木　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５１号
大阪府門真市島頭４丁目６番15号
債務者　入山　宏子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７号
大阪市城東区東中浜２丁目６番９号
債務者　森永眞り子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７４号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目６番13号（301号）
債務者　東園　正男
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５号
大阪府東大阪市衣摺４丁目12番30号
債務者　寄能はつ子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１号
大阪府守口市金田町２丁目59番12―101号
債務者　山崎　　翼
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部